

## 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改定

### はじめに（学校の方針について）

本校では、開校以来、宗教（仏教）的情操をもとに豊かな心を養うことを教育目標の柱に位置づけ、「一切衆生悉有仏性、相互礼拝、相互扶助」の精神を心の教育の根幹に据え、「互いが尊敬し、拝み合う」ということができる、知性豊かで明るく誠実な人間の育成に努めてきた。そういう意味からも、いじめは決して看過できない行為であると考えます。

そもそも、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人ひとりにいじめを「しない・させない・許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

また、より実効性の高い取り組みを実施するために、必要に応じて基本方針を見直し、その内容は公表するものとする。

### 1 いじめ対策についての基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体になり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## （2）いじめの認識

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめは目に見えにくいものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

○けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる。

○いじめの様態は多種多様なものであるため、「些細なこと」「その場限りのこと」と判断せず、いじめを見逃さない。

○校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

○いじめは複雑化、深刻化すると、児童生徒の生命に関わるものである。

## 2 いじめの防止のための体制

### （1）いじめの防止等のための組織【別紙1】

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織は常にいじめ防止等の事項を点検し、年間指導計画やアンケートの見直し、さらには組織の機能強化を図る。

#### いじめ防止対策委員会〈小学部〉

校長・教頭・主任者（分掌、学年）  
・当該担任・人権教育推進委員・  
養護教諭・スクールカウンセラー

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

#### いじめ防止対策委員会〈中・高等部〉

校長・教頭・生活部主任・  
教務主任・学年主任・当該担任  
・人権教育推進委員・養護教諭  
・スクールカウンセラー

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

### （2）いじめ防止等に係る年間指導計画【別紙2】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。この年間指導計画は常に点検し、必要に応じて見直しを図る。

### 3 いじめの防止等に関する学校における対応

#### (1) 未然防止

いじめ防止のためには、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努める必要がある。また、すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、いじめを許さないという「社会的リテラシー」を培う教育体制を整えることも重要となる。このような認識を共通的なものとし、教職員が真摯に子どもと向き合う姿勢・体制づくりを構築することを目指す。

##### ○主な取り組み

- ・教職員の指導力向上に必要な研修の実施
- ・スクールカウンセラー等の活用
- ・児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ・児童生徒の道徳性と自尊感情を高める道徳教育の充実
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アクティブラーニングの実践
- ・情報モラル教育の推進
- ・児童会、生徒会によるいじめ撲滅などの啓発活動

#### (2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ問題への取り組みの前提であり、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人がいじめと判断しにくい形で行われることが多い。また、いじめはいじめる側といじめられる側が入れ替わることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から適切に関わり、いじめの発見に努める。

##### ○主な取り組み

- ・スクリーニング（アセスなど）の実施
- ・教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・定期的な個人面談や保護者を交えた三者面談の実施（年3回以上）
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・いじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・相談窓口の周知

子どもの人権110	0120-007-110
チャイルドライン	0120-99-7777
24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310
あすなろダイヤル（奈良県教育委員会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（奈良県警察本部）	0742-22-0110
子どもの悩みごと相談（奈良県弁護士会）	0742-81-3784

### (3) いじめの認知に関する考え方

いじめは、児童生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大事である。児童生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる。児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する。

### (4) いじめへの対応・再発防止

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。特に、被害児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童生徒に対しても教育的配慮のもと毅然とした態度で接する。被害加害を問わず、いじめの背景や抱えている課題等を究明し、保護者等との連携を密にして必要な指導・支援を行う。対応については全教職員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携の下で取り組む。

#### ○主な取り組み

- ・指導、支援の方針の決定と教職員の役割分担
- ・スクールカウンセラーとの連携や外部の専門機関等の活用
- ・正確な情報の把握と時系列にそった記録
- ・「個人別生活カード」等による記録
- ・教職員間の共通理解
- ・いじめの関係児童生徒への継続的な指導と支援
- ・転学する場合、その支援と転学先との連携したケアの継続

### (5) いじめの解消についての定義

#### 「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒

がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていく。

#### 4 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、学校または学校の設置者の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の結果、学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。附属機関等に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

##### (1) 重大事態の発生と調査

###### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときも含む）、学校は学校法人および奈良県知事（奈良県地域振興部教育振興課）に直ちに発生を報告する。

###### ② 調査を行う組織

学校の調査組織（いじめ防止対策委員会）、または学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

###### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、

- ・いつから
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員、保護者がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

調査の際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

#### (2) 調査の結果報告及び提供

調査結果は学校法人および奈良県知事（県地域振興部教育振興課）に報告を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しても必要な情報を提供する。情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分配慮する。

#### (3) 調査結果を踏まえた対応

##### ① 加害児童生徒に対する指導

いじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う。

##### ② 調査結果を踏まえた再発防止

学校または学校設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

#### (4) 調査結果の公表

調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者および、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法および内容を確認する。

## 5 その他

この学校いじめ防止基本方針は、国や奈良県の基本方針等を参考にするとともに、これまでのいじめ防止等の取り組みを振り返り、P D C Aサイクルによって更に実効性の高いものにするべく、必要な見直しを行う。

いじめ防止対策委員会〈22条〉

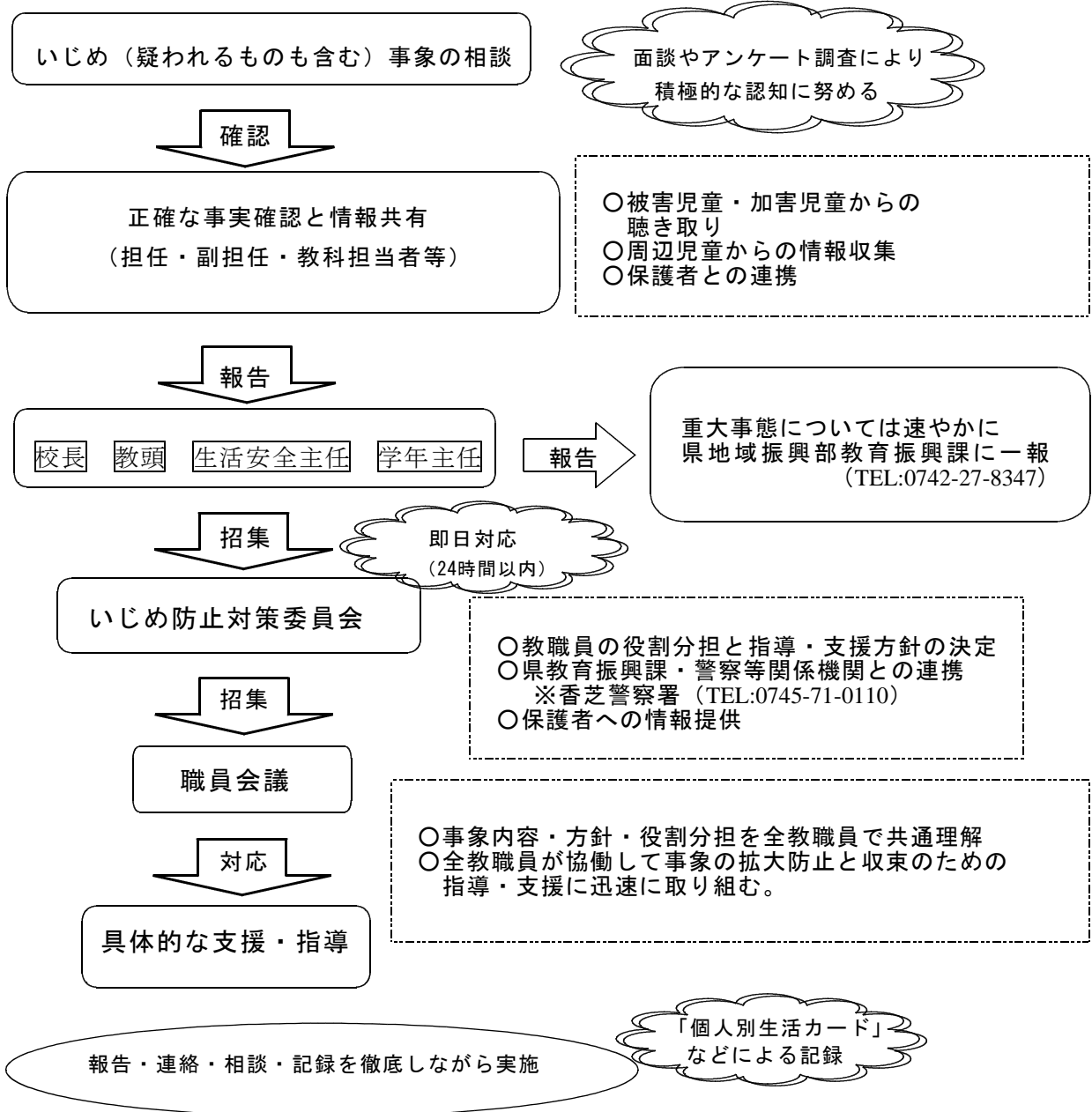
校長・教頭・主任者（分掌、学年）  
・担任・人権教育推進委員  
・養護教諭・スクールカウンセラー

※必要に応じて弁護士・カウンセラー等の校内外の専門家の参加を招請する。

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



## 令和3年度 いじめ防止等に係る年間指導計画

智辯学園奈良カレッジ小学部

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	○校内職員研修①	○保護者会	
5月		○アセス 5月10日～15日 ○人権HR 5月28日(金)	○いじめアンケート調査 5月21日(金)
6月	○いじめ防止対策委員会①	○人権HR 6月25日(金)	
7月		○児童会「いじめ防止運動」	
8月	○人権講演会(職員対象)		○二者及び三者面談
9月		○アセス 9月6日～10日 ○人権HR 9月17日(金) ○保護者会	
10月	○校内職員研修②	○児童会「いじめ防止運動」	
11月	○いじめ防止対策委員会②	○人権HR 11月19日(金) ○保護者会	○いじめアンケート調査 11月12日(金)
12月			○二者及び三者面談
1月	○校内職員研修③	○アセス 1月17日～21日 ○保護者会	○いじめアンケート調査 1月21日(金)
2月	○いじめ防止対策委員会③	○人権HR 2月4日(金) ○児童会「いじめ防止運動」	
3月		○保護者会	○二者及び三者面談